

第 2 回吹田市立やすらぎ苑指定管理者候補者 選定委員会議事録

平成 29 年 10 月 4 日（水）

14：10～17：20

青少年サポートプラザ 4 階多目的会議室（3）

<出席委員>

田中 晴美 接遇マナー・人材育成講師（専門的知識又は経験有する者）
橋本 博 H&H 中小企業診断士事務所（中小企業診断士）
上澤 行成 大阪府健康医療部環境衛生課課長補佐（専門的知識又は経験有する者）
引地 健児 引地会計事務所（公認会計士）
中野 勝 吹田市環境部長（吹田市）

※委員 5 名中 5 名の出席により、吹田市立やすらぎ苑条例施行規則第 20 条第 2 項の規定である
会議の開催要件を満たしている。

<事務局>

柚山環境部次長 林地域環境課長 萩原課長代理 宮川主査

本委員会は非公開のため、傍聴者はなし

<次第>

- 1 開会
- 2 選定方法の事前確認
- 3 提案説明・ヒアリング審査
- 4 指定管理者候補者及び次点者の選定について答申
- 5 その他

【配付資料】

- 吹田市立やすらぎ苑指定管理者の選定方法について
- 吹田市立やすらぎ苑指定管理者候補者選定評価採点表

(議事概要)

委員長 ただ今から、第2回吹田市立やすらぎ苑指定管理者候補者選定委員会を開催いたします。本日は委員の皆様方には大変お忙しい中、委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。指定管理者の申請につきましては、2団体からの応募がございました。本日は最も効果的に目標を達成できる団体を候補者として選定していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

 それでは事務局より本日の会議の出席状況の報告をお願いします。

事務局 本日の会議の出席者の状況を報告いたします。本選定委員の総数5名中、出席者5名であり、「吹田市立やすらぎ苑条例施行規則」第20条第2項の規定により、委員の半数以上の出席がございますので、本選定委員会は成立していることを報告いたします。

委員長 それでは本日の委員会の進行について、事務局より説明をお願いいたします。

【配付資料の確認】

【選定方法の確認及び本日の進行について説明】

委員長 ただ今の説明につきまして、御質問はございませんでしょうか。

 続きまして、安定的な運営ができる財政基盤について、審査に先立ちA委員から、各団体から提出された財務資料についての説明をお聞きし、各委員の審査の参考としていただきたいと思っております。

 それではA委員、どうぞよろしくお願いいたします。

【各団体の財務状況の説明】

委員長 ありがとうございました。ただいまの説明を審査の参考とさせていただきます。それでは審査に進んで参りたいと思っておりますので、委員の皆様よろしくお願いいたします。

【すいた斎苑管理グループ入室】

委員長 それでは、準備が整ったようなので一番目の団体の説明を受けることにします。
よろしくをお願いします。

【説明終了（15分）】

委員長 ありがとうございました。では、事業計画書及びただいまの説明に対して質問があればよろしくをお願いします。まずA委員から質問をよろしくをお願いします。

A委員 まず事業計画書の3ページに先ほど御説明ありました決断サポートグループというのが出てきますが、それは決断サポートグループに本社から委託するような形で監査をしてもらうようなイメージですか

すいた斎苑 はい、そうです。

A委員 その委託料とかも予算書に入っていますか。

すいた斎苑 はい、そちらはもともと入っていますし、今回の吹田市に限らず、指定管理の物件ということに特定したのではなく、今までもこちらに委託している部分がありますので、個別の外注になるか、全体的なものでの依頼になるかは、まだ実際のところ確定しては無いのですが、一件毎という形ではなくて年度毎にいろんな物件を見ていただいておりますので、今回の指定管理業務に個別での見積としてはのせてないです。

A委員 必ず毎年一回監査に来るということではないのですか。

すいた斎苑 この物件に関して、それはしていただけます。ただそれとは別に会社としてこの決断サポートグループと年間委託契約を結んでいるので、個別にこちらのほうに費用を請求するということにはならないということで、予算計上はしてはおりません。

A委員 ありがとうございました。

次に、個人情報保護の関係でデータ媒体の取り扱いについては、USBメモリ自体を使えなくするような処理をするというイメージなのですよ。それは御社の方でP

Cに加工していただいて行うということですか。

すいた斎苑 はい。

A委員 団体が有限責任事業組合ということで、利益が発生したら、それをすべて組合員に分配しているというイメージですか。

すいた斎苑 はい。

A委員 決算書の中に貸借対照表の純資産の区分の中に出資金があるけども、ここにはそこまで貯まっている利益が積み上がるということはないということですね。

すいた斎苑 そうですね、一年毎に全て100パーセント分配するので、資本金以上に積み上がるものはないです。

A委員 組合員の各会社は、有限責任事業組合で何かあったとしても責任は負わないという形になるのですよね。

すいた斎苑 原則でいうと、出資した額以上の責任は負わないというルールになっております。

A委員 万が一、ないとは思うのですが、この有限責任事業組合自体に、すごい問題が発生してこれ以上の事業を続けられないといった場合は、その組合員が責任を持って後を引き継ぐということではない訳ですね。

すいた斎苑 規則的にはその義務は負わないのですけれども、そうならないように指定管理の物件においては必ず保険にも入りますし、あとは信義則というか私協定みたいな形にはなるのですけれども、イービスグループのほうで何かあったとしても、NSK株式会社と日本ロテックス株式会社というところが斎場に関わる主な組合員なので、そちらの2社及び資本的なものでの共有とかそういったものは他の7社の法人も可能な限り業務が滞らないように協力していくということに関しては、口頭ではありますが、お約束できると思います。

A委員 分かりました。

委員長 では続きましてB委員、質問をよろしくお願ひいたします。

B委員 事業計画書の31ページに、太陽築炉工業製の火葬炉を全部で3施設29基扱っていると記載されているのですが、今回吹田市で設置されている火葬炉と同じものなのですか。

すいた斎苑 全く同じかどうかは分かりかねるのですが、私どもの感覚としてはほぼ一緒であるという風に考えております。というのは、広島市の五日市火葬場に設置されているものを新しいものと捉えていて、広島市の西風館という施設がさらに新しい太陽築炉工業製の火葬炉なのですが、やすらぎ苑の斎場がその中間くらいの時期に建てられています。ただ、製品としては不明のままです。

B委員 分かりました。

次に事業計画書の34ページになるのですが、利用者ニーズの反映ということでアンケートを取るなどいろいろ行っていくとあり、過去の事例も書いてあるのですが、その費用というのは御社持ちなのか、逆に施設を持たれている吹田市のほうに願ひするのか、どういう風な考え方で実現していこうと考えられているのですか。

すいた斎苑 この過去の事例に関しましては、いろいろなところの施設の例をまとめて挙げさせていただいている形になっていまして、例えば修繕費が10万円以下は指定管理者、10万円以上は市が担当するみたいなルールになっている時に、年間の修繕費がそこまで私どもがもっている予算を使わなかった場合、そのまま繰り越すのではなくて使い切るという形で、何か利用者のために反映できないかということで市と相談して指定管理者のリスク分担の範囲以上である10万円以上の修繕として、例えばウォシュレットをつけたりとかそういったことはできております。なので、吹田市においてもその姿勢のまま私どもはさせていただこうと思っておりますので、もちろんリスク分担の私どもの範囲ではできるだけやらせていただく中で、それに超える範囲に関しましても市と協議を重ねてできるところはやっていきたいと考えております。

B委員 あと、事業計画書の53ページの保険のところ、対人については被害者1名につき1億円と上限があり、対物というのは2千万円と中途半端に低いような気がするのですが、その対象とするものはどのようなイメージですか。

すいた斎苑 一般的な建物、施設に与えた、破損させたとかそういったものに関するものを保障するものなのですが、高いか安いかわかりませんが、今までの同じような斎場、火葬件数もしくは施設規模というところで、われわれが既に結んでいる物件を対象に見積もりを取っているという形で設計されております。

委員長 では続きまして、E委員、質問をよろしくお願ひします。

E委員 事業計画書の41ページの方で、人員配置計画については今回10名配置で提案をいただいております。42ページ下の3、指定管理期間開始当初の人員配置ということで、この当初というのはどのくらいの期間を指しておられるのでしょうか。

すいた斎苑 指定管理者の指定をされて準備を開始する期間からスタートとして、地元雇用もしくは引継ぎ雇用の状況にもよるのですが、4月から1、2、3か月を準備期間として、経験者を引継ぎ雇用できた場合は3か月程度かと思ひます。あとは経験者を引継ぎ雇用、地元雇用を推進していく場合、その地元で雇用した方々を研修等々して一人前になっていただくまでの期間、これは無制限かなと思ひます。

E委員 提案していただいているのは他の斎場の経験者であるとか、炉のメーカー太陽築炉さんの斎場での経験者を含めるということをお前提になるのですよね。これは当初配置がこういうことになるということですか。

すいた斎苑 はい、そうです

E委員 そうすると、そのおっしゃった期間が過ぎれば、地元雇用に切り替わっていくということになるのですか。

すいた斎苑 これは、研修を施して私どもの研修の習熟度を測るテストを受けていただいて、私

どもから見ても市から見ても、これなら十分大丈夫であろうという風に太鼓判を押しもらった人材を配置して、その都度入れ替えていくような形をとっております。

理想としては最終的にはすべて地元で雇用した方で運営していくというような形に指定管理期間を通して我々も目指しているのですが、それなりの人材に育てていただかなければ当初配置した人間が長い期間働くというケースもあります。

E 委員

一番心配するのが、指定が仮に替わった時にスムーズに業務が継続して続くかどうかというところを心配するのですが、今、経験者を配置できればというような前提でおっしゃってたのですが、当初は10名、4名は非常勤職員を継続雇用ということで書いていただいているのですが、それ以外の職員というか、社員さんといいますか、その方についてどの程度の経験者を配置するご予定をされているのでしょうか。

すいた斎苑

具体的に誰々ということではないので難しいところですが、例えば責任者、資格を持っている人間となると、うちの中では4年5年以上の経験があり、それ以外のその下の人間でも、だいたい火葬業務だけでしたら1年、1年半でおそらくできるくらいですけれども、その資格を備えたものというところと3年～5年は火葬場である程度責任あるポジションにいた人間を配置するイメージとなっております。この人間は引継ぎ当初という意味で配置するのではなく、あくまで30年4月からは、やすらぎ苑の勤務ということで転勤という形で配置しますので、その中で新しく雇用した人間は6名とはプラスアルファで少しかぶる部分が入ってくるのですが、その中でも火葬業務員から順番に人が育つに伴って配置が換わっていき、最終的には責任者も地元で雇用した人間で勤めていただければなど、この5年間で目指すところがございます。

E 委員

なるほど。太陽築炉製の炉を設置している斎場で勤務された経験者が、当初にいらっしゃるということは確約ということでしょうか。

すいた斎苑

はい。

E 委員

分かりました。それから、事業計画書の31ページのところになりますけれども、火葬炉の維持管理体制の中で十分な一次対応能力があると書いてあるのですが、こ

の一次対応能力というのはどういった対応能力のことを指しているのか具体的に教えていただいてよろしいでしょうか。

すいた斎苑 基本的には火葬炉に不具合が起こった時に、その不具合箇所を特定するくらいの点検能力は有しております。かつ、その不具合箇所が、例えば部品の交換や調整で済むものであれば、私どもでできます。ただ、部品がすぐ入手できない、もしくはメーカーでしか手が出せないシステムの内部ということであれば、それは復帰できないので私どもが指定管理者で運営する側の立場であれば、ご遺族様との対話というか調整になります。

E委員 戻りますけども、そういったノウハウをお持ちの他の斎場の経験者が最初は配置されるということで考えていただいているということですか。

すいた斎苑 はい。

委員長 では、続きましてD委員、質問をお願いします。

D委員 事業計画書の3ページの表の運営体制なのですが、すいた斎苑管理グループという部分で、イービスさんと伸和さん2社のグループの御提案と理解すればいいのですね。具体的にいろいろと市との窓口はどちらが責任を持ってやられるのですか。

すいた斎苑 代表団体である私どものイービスグループで責任を持って行います。

D委員 本部というのはイービスグループということで理解してよろしいのですね。

すいた斎苑 はい。

D委員 そこで伸和さんに問題があった場合もちゃんと対応していただくという考え方でよろしいのですか。今回、伸和さんもこのグループの中に入られたということはどういう経緯があるのですか。

すいた斎苑 地元吹田市で警備業務であったり、ビルの管理業務を多数受託されていること、あと私どもは違う形で、同じ企業体なのですが、ジョイントベンチャーということで大阪市の4つの火葬場の指定管理者に今指定していただいております、他社より信頼性があると言いますか気心が知れていると言いますか、それであえてお願いしました。

D委員 ということはイーグスグループさんの下できっちりやると、こんな位置づけでよろしいのですか。

すいた斎苑 あくまでも代表団体は私どもなのですが、ジョイントベンチャーという形なので共同事業体と言いますか責任分担としては各担当する業務内容、表に基づいた責任分担となっております。

D委員 そうしますと伸和さんはどういうものを主にやっていただけるのでしょうか。

すいた斎苑 私どもは建物の管理とかですね。斎場の建物の管理、空調、機械、建物に付随した設備類を担当させていただきます。

D委員 炉は除くということですか。

すいた斎苑 はい、炉は除きます。定期清掃であったり、植栽等々。

D委員 なるほど、ありがとうございます。

委員長 最後に私からも質問させていただきます。

先ほどのE委員の質問と被るかもしれないのですが、最初の時点で職員配置を10名ということで、火葬業務経験者の方を、特に太陽築炉工業さんの火葬炉の経験がある方を必ず配置しますということだったのですが、今回については何人くらいを予定されているのですか。

すいた斎苑 6名中何名ということですか。

委員長 はい、そうです。今、3施設で運営をした経験者の方がいらっしゃるということだったので、それぞれそこでまだお仕事されている方が転勤という形でいらっしゃる訳ですよ。ということはそちらの方もやはりまた雇用が新たに生まれてくるわけですので、それを確約していただいたということは、だいたい何名くらいなのかなと思っております。

すいた斎苑 場所としては、宮崎県宮崎市の宮崎葬祭センターという火葬場と、広島市の先ほど申し上げました五日市火葬場というところと、西風館火葬場と計29基取り扱いをしていますが、各々その宮崎市の従業員と広島市の従業員を4名程度は配置できるという意味で計画を出しております。また、その4名と後の2名はどうかというと、その4名のうち必ず3名程度は日々代わる代わる従事していますでしょうし、あとの2名に関しても十分に他メーカーの火葬炉という取扱いに長けた者を配置いたしますし、その辺は御心配いただかなくても大丈夫かと思っております。

 付け加えますと、現時点では、先ほど申し上げた3斎場に努めている人間の転勤という形になるのか、あとは我々の中でも人材交流というか、その施設で普段使っていない火葬炉の研修のために期間限定で配置することもありますので、今ここに勤務している人間以上に太陽築炉の火葬炉を操作した人間というのがいるので、そういった人間も含めて配置する人間を絞っていきたいと考えております。

委員長 ありがとうございます。その太陽築炉さんの火葬炉を使った中でのこれまで機械のトラブル等はなかったでしょうか。

すいた斎苑 そうですね、太陽築炉工業製の火葬炉というのが、他の主要メーカーさんに比べて非常にオートメーション化が進んでおりまして、実際に火葬員としてもローラーでスタートボタンを押せばあとはコンピューターがオートメーションでいろいろ確認して、スタートしてオートメーションで火葬を進めてという形になっております。なので不具合といたしましても、消耗品を交換だったりそういうことは私どももしているのですが、大きなトラブルはなかったです。

委員長 ありがとうございます。あと、ゆくゆくは現地雇用の方に対応していこうということなのですが、昨今の労働市場というか、職員の安定雇用がとても難しくなっていく

と思いますので、その点に関してはどのような方策で安定的に雇用して、そしてまた教育も大変だと思うのですが、どのようなお考えかをお聞かせいただけますか。

すいた斎苑 指定管理者制度と言っても3年～5年位の指定期間の中で、従業員を雇用して3年間は働いていただける、5年間は働いていただける、でもその先また3年後にはわからないという中で、私ども企業としては更新の努力を精一杯する中で、私どもの会社が好きで私どもと一緒に働いていたいと言ってもらえる仲間が非常に多いので、吹田市様の契約をがんばる中でも隣接する都市さんのお仕事を頂けるように頑張っ、もし失注した場合であっても隣接する都市の火葬場で雇用できるような、そういう営業努力、雇用の継続の努力はし続けていくつもりです。もしも個人的な事情で、例えばお家を建ててあり転勤ができない、もしくはお子さんが小さいとか介護が必要であるとかそういった場合どうしても吹田市から動けないということであれば、次の事業者様に私どもからなんとかお願いをして雇用してもらえるように考えています。

教育に関しては事業計画書にも記載した通り、私どもの今までの経験から火葬場管理に必要であろうと思われる研修内容をまとめてカリキュラムを作成しています。これは他社さんにはなかなか真似できないものになっているのではないかなと自負しております。

委員長 ありがとうございます。

委員の皆様これで一番目の団体のヒアリングを終了させていただきますが、よろしいでしょうか。

【審査結果整理時間】

【太陽築炉工業株式会社入室】

委員長 それでは、準備が整ったようなので二番目の団体の説明を受けることにします。よろしくお願ひします。

【説明終了（15分）】

委員長 ありがとうございます。事業計画書、及びただいまの説明に関して質問があれば

よろしく申し上げます。まずA委員から質問をよろしく申し上げます。

A委員 いただいている決算書に関しまして、3年間で損益計算書の推移というものを付けていただいているのですが、徐々に売り上げが下がっていることになるのですが、予算書の平成30年4月期の売上予算もまたちょっと減っているような感じになっているのですが、この要因というものは何ですか。

太陽築炉工業 基本、太陽築炉そのものはプラントが対象でして、受注するプロジェクトによって大きく売り上げが極端に伸びたり極端に少なくなったりします。実は最初の頃の分はちょうど名古屋市が終わった頃だと思いますけど、名古屋市は実は世界で一番大きい火葬場です、火葬炉の値段だけで30億円ございました。進行基準で処理しておりますので、とりあえずそういうふうな流れの中でやはり凸凹はどうしてもあると。現在シンガポールが一番新しい工事ですがこれも13億円受注しておりますので、またここで上がるという風なことがあります。運営とか委託だけをやっていると同じような傾向になるのですが、プラントですからどうしても凸凹があるという形になるのです。

A委員 大きい案件があると変わるという形ですね。

太陽築炉工業 そうです。一般的な火葬炉のプロジェクトはだいたい1億円や2億円ですから。それに対して今のような大きい工事が入ると売り上げがドンと上がって、一時はまた下がってしまうという形になります。

A委員 それだけ売り上げが下がっても、利益は確保できる体制にあるという感じですか。

太陽築炉工業 はい、そうです。実はオリンピックもありまして、我々の建設工事と言いますか設備工事も非常に人件費が高騰しまして、ちょうど名古屋市を頂いている時に岡崎市とかいくつかの大きい自治体からの仕事があつて、その受注した時と実際に建設するのにタイムラグが4～5年あります。非常に競争が激しい状態で受注して、かなり採算上厳しかったのですが他のいろんなメンテナンス等でカバーできて、きちっと工事をしてそしてそこでプロジェクトをしてという形になっております。一時、建築工事が振るわない時期があり、それと同じような状況が我々にもあったのですが、最近お客

様も若干予算を増やしていただいて、1割か2割増やしていただいておりますので、現在小田原市とかシンガポールとか受注していますけども、たぶん採算性はずいぶん向上していると思います。

A委員 分かりました。それから事業計画書の8ページに自主事業についてというのがありまして、自主事業をするという風に考えていらっしゃるということですね。コインロッカーは無料で使えるということで、これに加えて葬儀用具の販売もするということですね。

太陽築炉工業 これは検討課題ということになります。一応今のところですね吹田市さんの基準が物を販売して利益を得るようであれば、その販売する場所に対して吹田市に費用を払うという基準になっているという風に聞いております。ただ、葬儀用具の数珠とかの部分については、他の自治体ではあくまでも御利用者の利便性を向上するというところで、我々が利益を得るということであっても、もちろん金額も低くしているのですが、受付等で売ることを最近では許可していただいていることが多くて、実は名古屋市の第二斎場も受付ではそういうものを売っております。その先進の事例等を吹田市さんに説明をさせていただいて、それならいいよという話なのか、それとも逆に言うと利益を出すのであればあくまでも場所代を払ってくださいということであれば、逆にその部分がコストに上がってきますのでたぶん売れなくなるということになるでしょうから、そこについては我々が指定管理をする時に真摯に話をしてどちらを取りましようかということでお話しをするという形になります。

A委員 分かりました。それから日経サービスさんにはビルのメンテナンスを委託するということですか。今までも箕面市でもやっていたのでそこを使おうと。収支計画書の再委託とあるのは日経サービスさんのこと指すということですか。

太陽築炉工業 そうです。火葬場というものは、ある意味特殊な部分がありまして、火葬場ならではのビルメンテナンスのやり方があります。それから途中からやるということもあり、そういった流れの中、箕面市さんと一緒に働いて、非常に好評価ということなので今回の声掛けをしたのです。もちろん吹田市の市内の業者さんにもお声掛けしたのですが、価格の比較の中で結果的にいいサービスをするというのが基本だろうという風に

僕らは判断して、ただし今のところ予定と書いておりますのでこれは決定ではないということです。

委員長 では続きましてB委員、質問をよろしくお願ひいたします。

B委員 事業計画書の7ページ、保険のところが一番下に事故に関する指定管理者賠償責任保険に加入しますと書いてありますが、具体的な内容はどうなっていますか。

太陽築炉工業 指定管理者賠償保険なのですが、対人賠償保険の金額として被害者1名につき1億円、1事故に対して3億円、あと対物賠償保険の金額は1億円、あと建物、設備等につきまして指定管理者の責めに帰すべき事由の場合につきまして建物の価値を含めた20億円です。あと重機が5000万円です。

B委員 あと、事業計画書の13ページ、人員配置のところになるのですが、一日当たりだいたい3人の配置で、ここでのケースでいうと法定雇用人数が一日あたり4.55人になるので4人として、0.55人は休日出勤等で対応しますとなっております。このままでいくと一日当たり0.5人足りないの、2日に1回誰かを補充しないとやっていけない計算になってしまうのかなと。それはなぜかといいますと管理体制計画書の2ページ目になるのですが、職員1の人を見てもみますと一週間で一日しか休みがないという形になっておりまして、これは勤務条件を週休1日ということで考えているのですか、2日で考えているのですか。

太陽築炉工業 基本的には週休2日で考えております。ですから、こちらに書かせてもらったように、休日出勤等を行った場合に代休とかで対応いたします。

B委員 それはそうだと思うのですが、週休2日で回すとなると常に不足といいますかそういうことになっていくのかなという気がするのですが。

太陽築炉工業 計算のベースが最大の件数がずっと毎日続いたという大前提のもとで4コンマ何人となります。ただ、毎日火葬がマックスあるわけではないですから。

B委員 日によっては3人、2人規模の非常に少ない件数しかないということを考えられているということですか。

太陽築炉工業 そうです。それで今やれているから大丈夫ですよと申し上げているのです。

B委員 この勤務体制通りではないと、このなかで若干、友引であるとかそういうところで調整するということですか。

太陽築炉工業 そうです。何人いれば充足できるというのは、一番マックスで全部入った時にそれがずっと続くという大前提のもとで4コンマ何人いるということで4人要りますと申し上げています。最大数の火葬が必ずできないといけない訳ですね、火葬が来た場合は、だからそれには4人絶対要りますよということですからそういう人数を書いているということです。だから通常は非常に火葬が少ない時もある訳です。全部で3000件ですから。

B委員 事業計画書の8ページ、自主事業なのですが、古本の閲覧とありますが、評判とはどんなものなのですか。

太陽築炉工業 これは一応インターネットでホームページを作りまして、それで古本、絵本ですねそういうものを拋出していただいて集めますとかなり集まります。それをもちろん衛生上の問題もありますのできちっと確認をして、市民が供出したものを市民が使うという形でやって、実際にやっているところもありますけど、非常に評判はいいです。

B委員 葬儀に来られた方がというイメージですか。一般の方が来られているというイメージではないのですね。

太陽築炉工業 一般の方が来られるという、要するに普通のパソコン形式のものではなくて、葬儀をされる方がいろんな多様な待合の中で本なりを見れるという、一つのサービス目的だということです。

B委員 あと Wi-Fi の設置の理由といたしまして、外国人の対応のためと記載されているの

ですが、これはレアケースだと思いますが、何かこれという意味合いがありますか。日本に住んでいる方なら日本で携帯を持たれているので、海外旅行であれば分かるのですが、意義といいますかそこを教えてください。

太陽築炉工業 外国から来られた親戚の方とか都市によってはおられるでしょうし、今はスマホを持っているのが当たり前なので、スマホを持ってゲームなどをされてという待合の仕方もあるでしょうし、そういった意味で我々の最近のやっている火葬場ではほとんどWi-Fi サービスをやっていることなので、こちらでも導入したいと思っております。

B委員 どこかでやっておられるのですか。

太陽築炉工業 隣の箕面市も最近やりましたけど、名古屋市もやってますし、だいたい先ほど言いました新しいところはみんなやっています。

委員長 では続きまして、E委員質問をよろしくお願いします。

E委員 まず、事業計画書の8ページ、自主事業のところで質問させていただきたいのですが、検討する自主事業の中で、仕出しの種類の検討がございしますが、やすらぎ苑も御存じのように食事サービスの提供が可能なのですが、これはどういう意味ですか。

太陽築炉工業 一応ですね今、食事を可能にされたということは私ども現場にいますので知っていますけども、実際にやられている流れの中で食べる弁当の種類がこういうものがほしいとか、そういう要望が例えば案件で出てきた時に我々としてはこういうものもできるという業者を探して、こういうものをしたらどうですかという話を吹田市と相談して、吹田市が了解していただければやろうかなという話です。

E委員 今後、市民のニーズを掴んだうえでという話ですか。

太陽築炉工業 もちろんそうです。これはあくまでも自主事業というのは市民のニーズを掴んで、それから持ち主であります吹田市と相談して、我々が勝手にいつでもやるのではなくて、必ずそういうことでやろうと思っております。

E委員 分かりました。事業計画書13ページ、職員配置のことも気になることがあって、現状は4名の正社員の方と非常勤が4名、合計8名で管理運営にあたっているという状況なのですが、今回御提案いただいている内容を見ますと受付については2名と御提案いただいているのですが、このあたりはどうなのでしょう。

太陽築炉工業 今の4名は週4日勤務されている非常勤ですね。だからそれを正社員2名にして、4名分の仕事を2名で賄うということになります。非常勤で4日しか来られないで4名いるということですから。

E委員 4分の3勤務を2名で賄うということですね。

太陽築炉工業 同様の自治体でそれで十分に回っていますので、3000件であればこれでいけると思います。

E委員 あと、そこに記載されていますように、すべての業務をこなせるプロであるというところがあると思うのですが、ここで先ほどの受付の職員を含めてこれをするということではよろしいのですか。

太陽築炉工業 それは職員ということで、受付職員とは全部違う言葉の書き方をしています。職員というのは運営職員のことです。

E委員 受付職員は除く4人をローテーションということですね。ただ4人とおっしゃいましたが、苑長と副苑長というのは職をそれぞれ持っておられますので、実質は維持管理業務の方は職員の方のローテーションという意味ですか。

太陽築炉工業 いや、そうではなくて苑長も副苑長も職員と一緒に作業をします。箕面市もみなそうしています。苑長は机に座ってということではなく、一緒に仕事をしながら実際のことを理解しながら、インカムでお互いに連絡を取りあっているということですね。

E委員 分かりました。それから事業計画書の19ページのところに図があって、先ほども説明がありましたけども、関西支店と日経サービスさんは連携できていて連絡は取り

合えるとご説明はいただきました。今度はやすらぎ苑とその災害対策本部との時間的な部分はどれくらいの対応が可能なのでしょうか。

太陽築炉工業 関西支店からは車で30分～40分程度です。日経サービスからも同様です。

E委員 同じくらいの30分前後で対応はできると理解していたらいいということですか。

太陽築炉工業 はい、そうです。

E委員 あと、事業計画書の20ページのところで最新の管理運営手法に依る経費縮減のところの一つに、他の斎場での経験を生かし光熱水費の削減に努めますとあるのですが、これは具体的にどのような手法でもって削減に努めようと考えておられるのか教えていただいてよろしいでしょうか。

太陽築炉工業 一応、われわれ太陽築炉そのものはISO9000を持っておりまして、それから他の斎場では維持管理の削減システムを日経サービスさんもスキルも持っておられますので、それを使いながらやっていくというような形になります。

E委員 では現行でも実施されていて、さらなるということでの記載でよろしいのですか。さらなる部分で何かあるのですか。

太陽築炉工業 さらなる部分では、そこら辺をもっと細かくやっていくというか、吹田市さんがいろいろとエコ活動をされているのでそういうものに参画して、われわれも一緒にいろいろと勉強しながらやっていくという形で考えています。

委員長 では、続きましてD委員、質問をお願いします。

D委員 個人情報の保護について、どういう考え方になりますか。

太陽築炉工業 個人情報の保護については、処理あたりの管理、それからパソコンの管理を含めてパスワードを入れてパスワードを頻繁に変えるとか、部屋を出る時や無人になる時は

鍵をかけるとか、そういう風なマニュアルがありますから、それに則りきっちりやるということになります。

D委員 利用者に対する接遇向上の取り組みは何か考えておられますか。

太陽築炉工業 提案書の方にも記載させていただいているのですが、それぞれの場面場面におきまして我々の経験等を活かしまして細やかな接遇ということで、事業計画書の5ページの方に記載させていただいているのですが、受付から見送りまでの間で、それぞれの業務の中でやっていくと。

一応教育リーダがいます、それがマニュアルにて勉強させまして、それから不定期に見に来てチェックをします。それと、アンケート等で、もし意見があれば毎日朝礼等にて、みんなで情報を共有して接遇を上げていくということです。

D委員 最後に残骨の処理、処理費用というのはキログラム当たりいくらぐらいなるのでしょうか。

太陽築炉工業 熔融関係というのは、だいたい吹田市の3000体分でだいたい150万～250万円、それは自前で熔融炉を持っている会社とそうでない会社ではずいぶん違いますが、この部分に関しては非常にグレーな部分がありましてそういった意味で、これは一応厚生労働省通達とは書いてありますけれども、通達とはあくまでも法律ではなくて残骨灰の残差の部分は廃棄物処理法に則って処理しなさいと書いてあるだけで、そういう意味ではするかしないかは業者さんの一つの考え方だと思います。もちろん熔融処理が一番環境基準にはオッケーが出ることだと思います。もっと別な安価でやる処理とかもありますから、そういうものをやるかやらないかというのは考え方によると思いますが、僕らはやっぱり熔融処理が一番いいと思っているので、それをやらせる業者にすると。それは吹田市の3000人分の量だとだいたい200万円前後という形になります。

D委員 それをそのパラジウムの売却で賄えるのですか。

太陽築炉工業 賄えるくらいパラジウムの金額が、もし吹田市のベースが名古屋市と同じくらいの

ベースで入っていたらということです。金とパラジウムはだいたい金額的には金の3割引きくらいがパラジウムの単価なのです。そういうことからいくとパラジウムそのものは結構大きな金額になってくるのです。

今回、吹田市は指定管理の中に残骨灰処理を入れられると。だいたい指定管理の中に入れられていない自治体も結構あるのです。一応、吹田市で現時点でこれだけの金額の納入実績があるのであれば、当然できるよねということで、それは保障しますと。

D委員 ということは、産廃を除いて出てきたお金は吹田市に返すといった理解でよろしいですか。もっと金額が増えるかもしれないと。

太陽築炉工業 そうですね、最終的には今回売却対象の金属が3つに指定されている経緯も分からないのですが、今言ったみたいにパラジウムもありますから、パラジウムが入ればそうなりますよという話になります。我々が指定管理になったら真摯に話をし、返却方法を決めたいと思います。

D委員 ありがとうございました。

委員長 最後に私からも質問させていただきます。今、同じことを伺おうと思っていたのですが、その有価物の処理費というところで利益が出た時には、吹田市のほうへ返却できるということで、では今はこの業者に委託しようというところまではいっていないのですか。

太陽築炉工業 まだそこまではいっていません。いろんな選択肢はあると思いますし、吹田市の使っている業者が一番いいと、一番透明性があるということであればそちらにお願いすることになるでしょうし。

委員長 ありがとうございます。あと利用者のサービス向上について、みなさんの声を聴くために、アンケートの実施ということで直接にアンケート用紙を渡してということでお話があったのですが、今までの回収率というのはどのくらいになりますか。

太陽築炉工業 名古屋市の場合がやっていますが、自分が出ている時は渡していますが、一日5通

くらいは平均で返ってきます。

委員長 それで普通だったらなかなか拾いあげられない利用者の声を集めているのですね。

太陽築炉工業 もし悪ければ、アンケートをお願いする時に文句を直接言っただけとかそういう効果がありますので、一番の長が実際に自分たちの運営の評価をその場で分かるというか、逆に文句を言われるだけではなくて、ありがとうございましたとおっしゃることもあります。そういう時は朝礼の時にみんなに披露したりしていろいろやっておりますので、できるだけお客さんと近い所で行っています。アンケートの箱を置いておいただけだと、1通あるかないか、それも文句しか出てこないでしょう。いい方の意見もアンケートとしてはもらうべきだと思います。

委員長 分かりました。あと職員配置に関してなのですが、先ほども質問があったのですが、現在8名のところ今度6名で回すということで、マックスで入った時には0.5人足りないということになると。いつもそういう状態ではないにしろ、この斎場の仕事というのは予測がつかないですよ、亡くなられる時が決まってないので。そうした場合シフトというのは、すごくいっぱい入ったから一人多く入ってくれというふうに人員を増やすと、そのあとのシフトが狂ってくるのではないのでしょうか。暇な日も前から分からないので、その中でどうやってやり繰りをされるのかなと思います。

太陽築炉工業 シフトというのは、最初1か月分を決めます。だいたい多い日というのは友引の次の日とかですね、これは自治体によってちょっと違うのですが、そういうの見越してやると。ただ、少ない日なのに、たまたまたくさん予約が入ったということは前の日に分かりますから、その時には相談して来てもらうという風なやり方をやっています。どうしてもできないという場合は、本社から応援に来たり、箕面市から応援に来たりという体制はとることにしていますが、現地点ではそういう必然性があったことは一度もありません。もちろん、病気で1ヶ月位休むとかありますね、そういう時は必ず応援が来てやるという形にしています。

委員長 あとは周辺の住民の方、自治会との交流はどういう風に考えていますか。

太陽築炉工業 周辺の住民の方とは、町内のお祭りに協賛するとかはやっていますし、神輿の修理代とかを寄付させていただいたこともあります。

委員長 ありがとうございます。これで二番目の団体のヒアリングを終了させていただきますが、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

【審査結果整理時間】

委員長 皆さまヒアリング審査、大変お疲れ様でした。各委員のみなさん、採点はよろしいでしょうか。

それでは集計に入りますので、事務局は評価採点表の回収をお願いします。集計中委員の皆様は休憩とさせていただきます。

【集計終了】

委員長 それでは集計が終わったようなので委員会を再開します。採点結果について事務局より報告を受けます。

事務局 それでは集計の結果を報告させていただきます。委員の皆さんに採点していただきまた集計表を今お配りいたしました。二つの団体を併記し合計点数と順位を記載しております。集計表を御覧いただきますと、採点基準につきましてはどちらの事業者も60点を超えておりますので、選定の対象となっております。次に順位につきましては、すいた斎苑管理グループは、3名の委員が一位をつけております。太陽築炉工業株式会社は2名の委員が一位をつけております。

よって、すいた斎苑管理グループにつきまして過半数の委員が一位をつけられておられます。報告は以上でございます。

委員長 ただ今事務局から報告がありました通り、平均が60点を超え、第一位と評価した委員が過半数を満たします、すいた斎苑管理グループを指定管理者候補者の優先交渉権者とします。また第二位に順位づけされた太陽築炉工業株式会社を次点者とします。

この内容を答申としてよろしいでしょうか。

－異議なし－

委員長 それでは今後の予定について事務局から説明をお願いします。

事務局 今後のスケジュールについて、説明をさせていただきます。今後のスケジュールについてですが、本日の選定委員会におきまして指定管理者候補者一団体と次点者一団体を指定管理予定者として選定いただきました。この選定結果を受けまして、応募団体に対して速やかに書面で通知するとともに、吹田市のホームページに選定委員の氏名と議事録を含む選定の結果概要及び審査項目、採点、選定結果を掲載します。指定管理者候補者及び次点者は名称も公表いたします。但し、応募団体に不利益となる事項は公表しないものとします。

 今後、指定管理者候補者と交渉し、仮協定を締結する予定でございます。その後、議会の議決を得て、指定通知を行うことで本協定となります。

 なお、本選定委員会委員の任期につきましては本日までとなっております。御多忙の中、御尽力頂きまして誠にありがとうございました。

委員長 事務局から説明がありましたが、何か御異議、御意見はございませんでしょうか。

－異議なし－

委員長 そのほか事務局の方から何かございませんか。

事務局 選定委員会を終わるに至りまして、吹田市からのお礼を申し上げさせていただいたと思います。委員各位におかれましては、去る7月31日の第1回選定委員会、本日の第2回選定委員会に長時間に渡り真摯に審査賜りまして本当にありがとうございました。またそれぞれの専門分野の高い見地からの意見を頂き、誠にありがとうございました。

 おかげをもちまして、本市が求める民間企業ならではのサービスの向上と効率的運営を兼ね備えた管理者の選定ができたものと考えております。ここに厚く御礼申し上げます。今後、11月議会におきまして、本日の答申結果を可決いただくべく全力を挙げ、決定後は選定業者と信頼関係を構築し、施設利用の御遺族様に喜ばれる運営に

努めていきたいと考えておるところでございます。委員の皆様の御熱心な、また御尽力に改めて御礼を申し上げ、吹田市からの御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

【委員長御挨拶】

委員長

それではこれもちまして、第2回吹田市やすらぎ苑指定管理候補者選定委員会を終了したいと思います。皆様どうもお疲れ様でした。ありがとうございました。